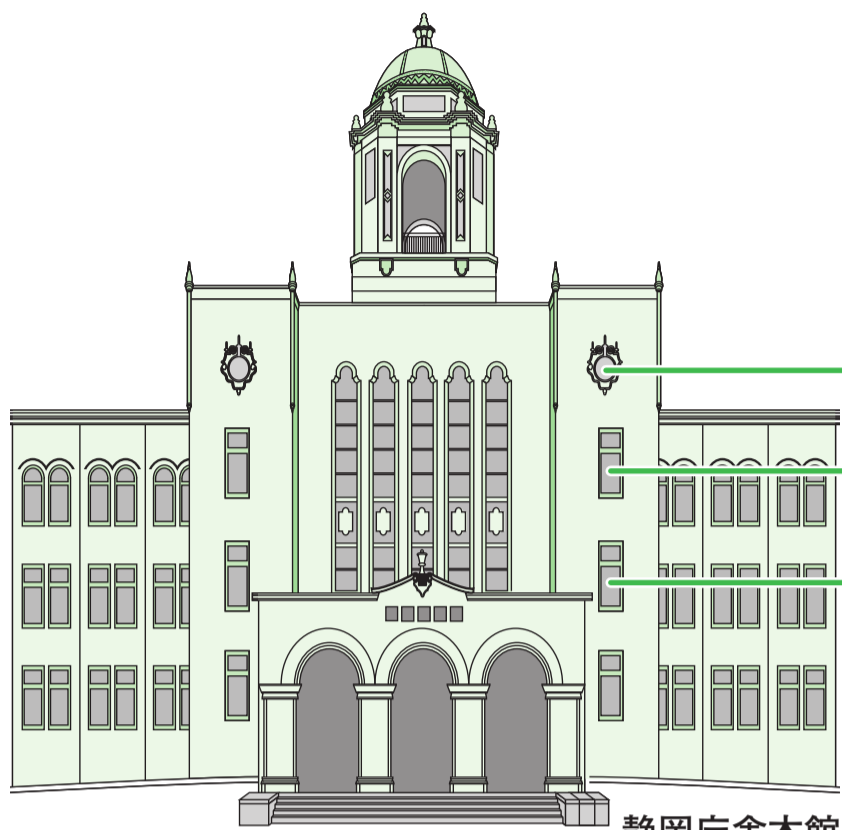
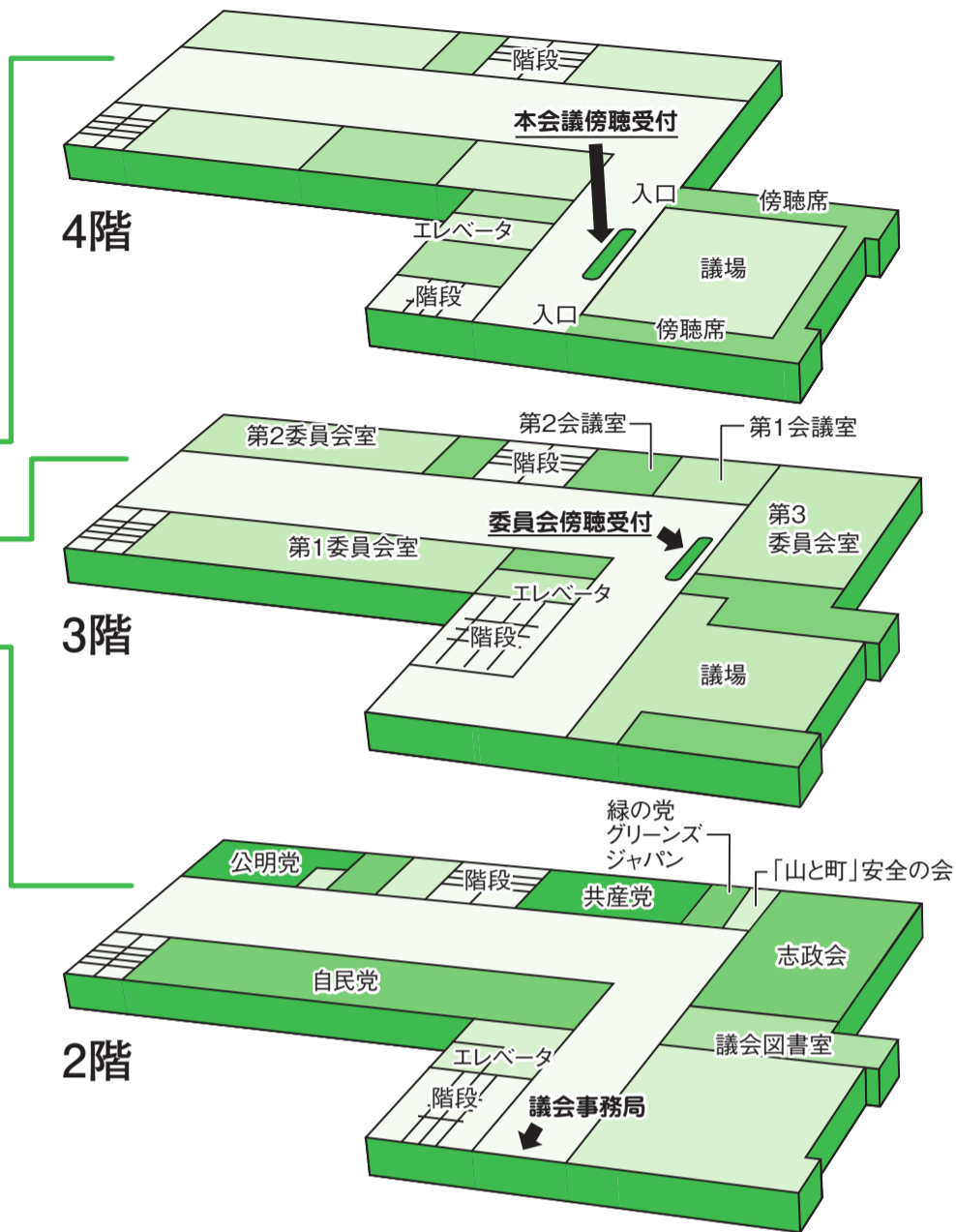


本館案内図



静岡庁舎本館



議会のしくみ

① 議会の役割

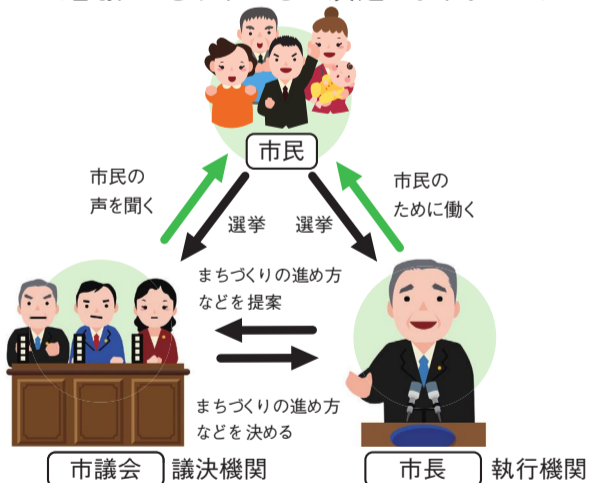
私たちが暮らしている静岡市を、快適で住みよいまちにしていくためには、市民全員が考え、話し合い、決めていくことが大切です。

しかし、市民全員が一堂に集まり話し合うことは困難なので、代表者を選びます。その代表者が市議会議員と市長です。

市議会議員は、市民の意思を市政に反映させるため、市議会を構成して市民生活の様々な課題をきめ細かく審議し、どうすべきか決定します。このため、市議会は議決機関と呼ばれています。

一方、市長は、市議会の決めたことに基づいて、市政を進めていきます。このため、市長は執行機関と呼ばれています。

市議会と市長は、お互いに独立した対等の立場にたち、考えを出し合いながら、協力し合い、より良い静岡市の実現に努めています。



議会の主な権限には次のものがあります

議決権	条例や予算などを決めること。 (条例の制定、改正、廃止、予算の決定、決算の認定等)
調査権・検査権・監査請求権	市の事務を調査したり、監査委員に監査を求め報告を請求すること。
選挙権	議長、副議長、選挙管理委員などを選挙すること。
意見書提出権	意見書(国、県への要望等)を提出すること。
請願・陳情受理権	請願・陳情を受け付け、審査すること。
同意権	副市長、監査委員などの選任に同意すること。

② 議会の一年

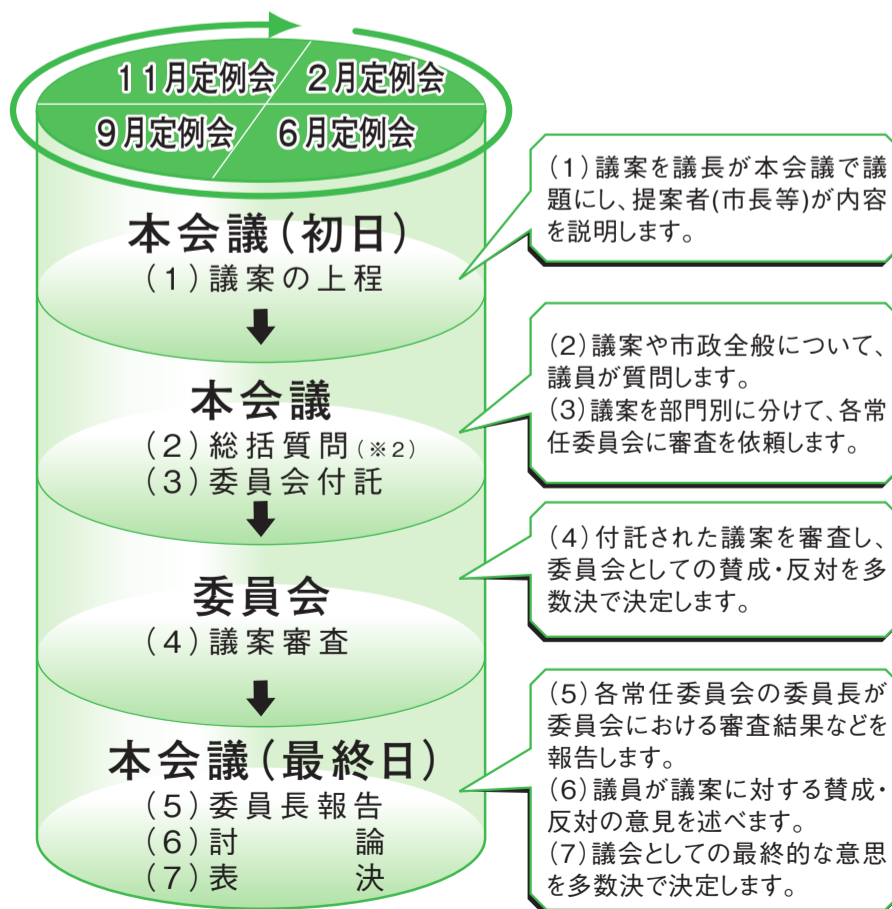
市議会には、定期的に年4回(2月、6月、9月、11月)開かれる「定例会」と、必要に応じて開かれる「臨時会」があります。(※1)

定例会や臨時会では、はじめに会期が定められ、その期間中に本会議や委員会を開き、議案の審議・審査などを行います。

③ 定例会の流れ

○本会議：議員全員が議場に集まり、市議会の最終的な意思を決定する会議です。議員定数の半数以上が出席しないと原則として会議を開くことができません。議会の意思は原則、出席議員の過半数で決定します。

○委員会：議案などを詳細に審査し、市の事務を専門的に調査するため、行政の各部門に応じて設置しています。現在、静岡市議会には6つの常任委員会があり、議員はいずれかの委員会に所属しています。



(1) 議案を議長が本会議で議題にし、提案者(市長等)が内容を説明します。

(2) 議案や市政全般について、議員が質問します。
(3) 議案を部門別に分けて、各常任委員会に審査を依頼します。

(4) 付託された議案を審査し、委員会としての賛成・反対を多数決で決定します。

(5) 各常任委員会の委員長が委員会における審査結果などを報告します。
(6) 議員が議案に対する賛成・反対の意見を述べます。
(7) 議会としての最終的な意思を多数決で決定します。

※1 詳細な日程は、市議会ホームページ、市議会だよりなどで、随時お知らせします。

※2 総括質問には、個人質問と会派を代表して行う代表質問があります。